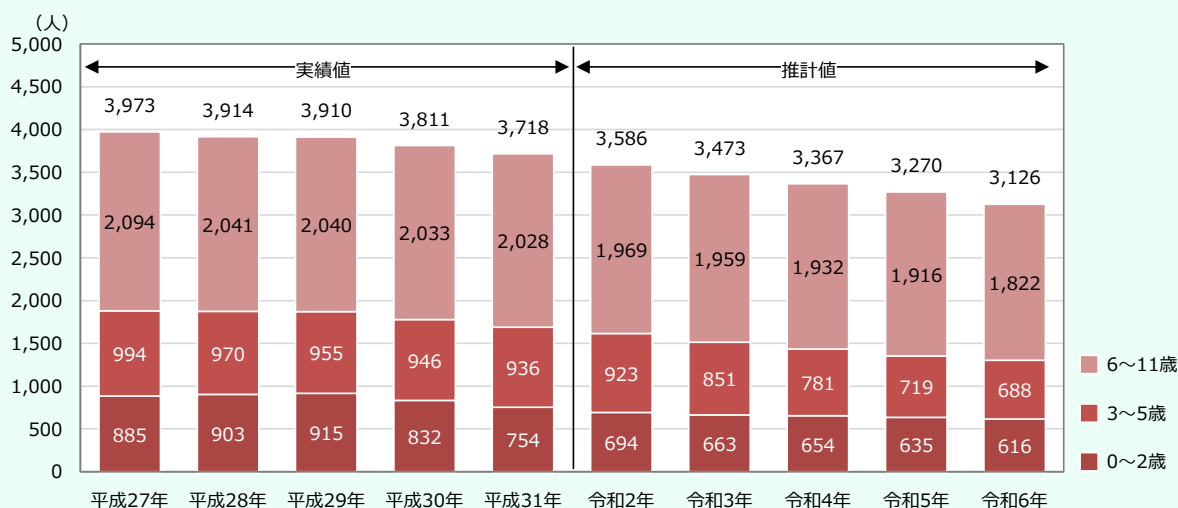


しっかり
進んでいます！

淡路市の 子育て支援

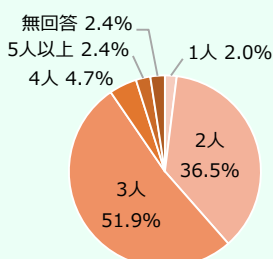


淡路市の子どもの人数は？

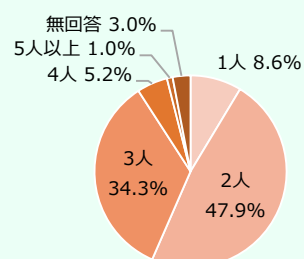


アンケートによると、およそ6割が3人以上の子どもを理想としている一方、実際に予定している人数はそれよりも少ない傾向にあります。

理想の子どもの数



実際に予定している子どもの数



未就学児,小学生 n=1,970 人

1 淡路市子ども・子育て支援事業計画の概要

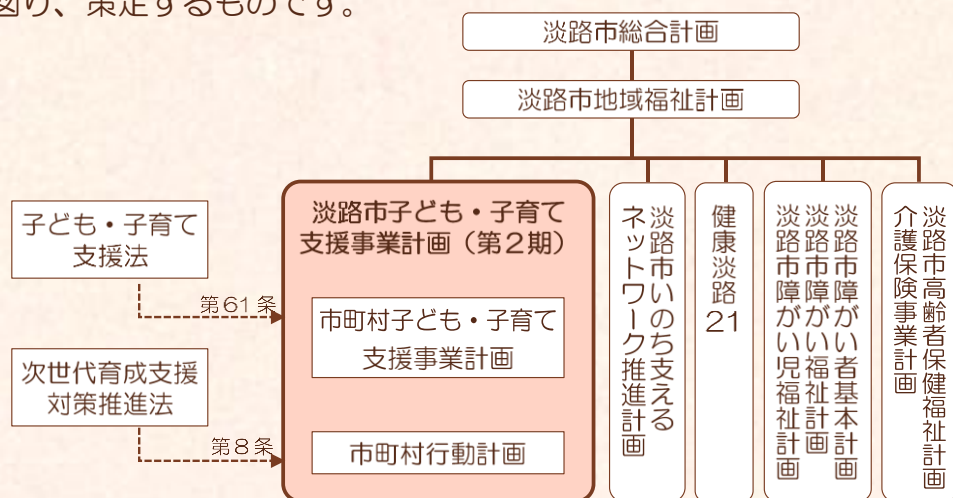
淡路市子ども・子育て支援事業計画とは？

『淡路市子ども・子育て支援事業計画（第2期）』は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を通して、子育てに対する孤立感や負担感の解消、要保護児童への支援、家庭と仕事の両立など、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するための計画です。また、本市がめざす「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の将来像のもと、子育て支援の面から、住み続けたい、帰ってきて住みたいと思えるまちの実現に寄与することを目的とした計画です。

計画の位置付け

この計画は、「淡路市総合計画」を上位計画とし、本市における子ども・子育て支援に関する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示す分野別計画です。

また、この計画に関連する、その他の分野別計画（地域福祉計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画等）と整合を図り、策定するものです。



計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。

取組の進捗状況を「淡路市子ども・子育て会議」で毎年確認し、改善しながら推進します。また、必要に応じて中間見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
淡路市子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し							
			二一ス調査	評価・見直し計画改定	第2期淡路市子ども・子育て支援事業計画				
					進捗確認	進捗確認	中間見直し 進捗確認	進捗確認	進捗確認

2 計画の基本理念と計画推進の基本的視点

子どもが健やかに育つ養育環境と、地域のふれあいの中での子育て支援に関わる様々な取組を通じて、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりの実現に向け、以下を基本理念とします。

計画の基本理念

**ともに育ち ともに育む
すこやかに暮らせるまち 淡路市**

計画推進の基本的視点

すべての子どもたちの
心豊かな成長や発達を
支援する視点

誰もが安心して
子どもを生み育てたいと
感じさせる視点

地域社会が一体と
なって、子育て家庭を
支援する視点

淡路市からのお知らせ

赤ちゃん未来の宝物事業
淡路市は第2子以降が生まれたら
祝い金を支給しています。

(対象児の誕生日から1年以内)

- 第2子目 5万円
- 第3子目 10万円
- 第4子目 50万円(10万円×5年)
- 第5子目 100万円(20万円×5年)

※多胎児(双子等)の出生の場合は、
上記の額に10万円を加算



淡路市子育てハンドブック
保育園・認定こども園の情報
や、子どもと行きたい遊びスポ
ットなど、子育て情報を掲載！

淡路市子育てハンドブック

検索



電子書籍「わが街事典」
でも見えます！



夜間小児救急診療

☎0799-44-3799

22:00～翌朝6:00

休日小児救急診療(日曜・祝日・年末年始)

☎0799-24-6340

9:00～11:30, 13:00～16:30

兵庫県小児救急医療電話相談

☎078-304-8899

18:00～翌朝8:00(平日・土曜)

8:00～翌朝8:00(日曜・祝日・年末年始)

ご協力ありがとうございました

アンケートにご記入いただきましたご意見、ご要望に対する回答を計画書に掲載しています。市役所、各事務所、図書館に備え付けているほか、市のホームページでもご覧いただけます。

淡路市子ども子育て支援

検索



3 子ども・子育て支援事業を推進します



子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みを立てて計画的に確保を図ることとしています。

(1) 幼児期の学校教育・保育事業

認定区分ごとの児童数の見込みを基に、認定こども園、保育所等の施設の充実を図ります。

●1号認定

3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。利用が想定される施設は、「認定こども園」または「幼稚園」です。

〔単位：人〕

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
量の見込み		86	80	72	67	64
確保方策	認定こども園	105	105	105	105	120

●2号認定

3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。利用が想定される施設は、「認定こども園」、「保育所」です。

〔単位：人〕

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
量の見込み		789	727	666	615	587
確保方策	認定こども園	434	434	434	434	550
	保育所	566	566	566	566	450

●3号認定

0～2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。利用が想定される施設は、「認定こども園」、「保育所」及びその他施設です。

〔単位：人〕

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
量の見込み		356	337	336	326	318
確保方策	認定こども園	151	151	151	151	175
	保育所	189	189	189	189	165
	事業所内保育	11	11	14	15	19
	企業主導型保育事業	6	6	6	6	6



(2) 地域子ども・子育て支援事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
●利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)		妊娠期から子育て期にわたる、子育てに関する相談や母子保健に関する相談に対して、保健師と専門職員が連携し、必要な支援や情報提供・助言・保健指導を行う事業です。				
	箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
●地域子育て支援拠点事業 (子育て学習センター)		育児に関する相談を行うほか、親子が交流するための事業などを企画・運営する事業です。				
	箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
●妊婦健康診査		妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。				
	対象者数	250人	250人	250人	250人	250人
	健診回数	3,000回	3,000回	3,000回	3,000回	3,000回
●乳児家庭全戸訪問事業 (こにちは赤ちゃん事業)		生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師などが訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うと共に、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業です。				
	対象者数	300人	300人	300人	300人	300人
●養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)		養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。				
	対象者数	5人	5人	5人	5人	5人
●子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		保護者が疾病などにより、家庭における子どもの養育が困難になった際、児童養護施設などにおいて子どもを預かる事業です。				
	対象者数	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
●子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録し、様々な育児の手助けを行う事業です。 ニーズ調査の結果を用いた試算では、本事業に対するニーズの量を算定することはできませんでしたが、潜在的な利用希望があるため、今後の利用促進を図るため、事業の周知に取り組みます。				
●一時預かり事業		一時預かり事業には、認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、認定こども園や保育所で実施する「その他の一時預かり」があります。				
幼稚園型	対象者数	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,400人日
	箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
その他の一時預かり	対象者数	800人日	800人日	800人日	800人日	1,000人日
	箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
●延長保育事業		保育認定を受けた子どもの通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。				
	対象者数	13,000人日	13,000人日	13,000人日	13,000人日	13,000人日
●病後児保育事業		子どもが病気の回復期で、かつ保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合に看護師などを配置した専用施設内で子どもを預かる事業です。				
病後児 対応型	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	定員	3人	3人	3人	3人	3人
●放課後児童健全育成事業 (学童保育)		保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、支援員の下、子どもに放課後における生活の場を提供する事業です。				
	量の見込み	599人	631人	658人	682人	669人
確保方策	対象者数	680人	680人	720人	720人	720人
	箇所数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所



4 その他さまざまな子ども・子育て支援を展開します

(1) すべての子どもたちの心豊かな成長や発達への支援

●子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

創意工夫のある学校教育の推進をはじめ、家庭・地域・学校が連携・協力し、家庭や地域社会における教育力の向上に努めます。

- 〔1〕子どもを生み育てることに夢をもてる環境づくり
- 〔2〕子どもの生きる力を育む教育環境づくり
- 〔3〕家庭や地域の教育の向上



●要保護児童への対応

ひとり親家庭や障害児のいる家庭、虐待を受けた児童などを、社会全体が温かく見守ることができ環境づくりに取り組むとともに、要保護児童に対する対策の充実を図ります。

また、児童虐待防止対策をはじめ、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児への支援策、生活困窮・養育困難な家庭など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策については、兵庫県中央こども家庭センター及び関係機関などと連携を図りながら推進します。

- 〔1〕児童虐待防止対策
- 〔2〕ひとり親家庭の自立支援
- 〔3〕障害児施策の推進

(2) 安心して子どもを生み育てるための支援

●地域における子育て支援

子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、子ども・子育て新制度に基づく幼児期の教育・保育事業の充実に取り組むとともに、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう努めます。

また、子育て相談、情報提供体制の充実のほか、親子同士の交流機会の提供など、地域における子育て支援の充実に努めます。

- 〔1〕地域における子育て支援の充実
- 〔2〕教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実

●親子の健康づくりの推進

母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図り、妊娠から出産、子育てまで、子どもを安心して生み育てられるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するための保健事業を推進するとともに、医療体制の充実を図ります。

- 〔1〕子どもと母親の健康づくりの推進
- 〔2〕食育の推進
- 〔3〕思春期保健対策の充実
- 〔4〕産婦人科医療・小児医療の充実





●仕事と家庭の両立支援

子育てと仕事の両立支援のためのサービスの充実及び利用促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや育児休業法等の各種制度などについて、企業や労働者に対する啓発や情報提供を行います。

- 〔１〕子育てを支援する職場環境の整備
- 〔２〕仕事と家庭の両立支援

（３）地域ぐるみでの子育て支援

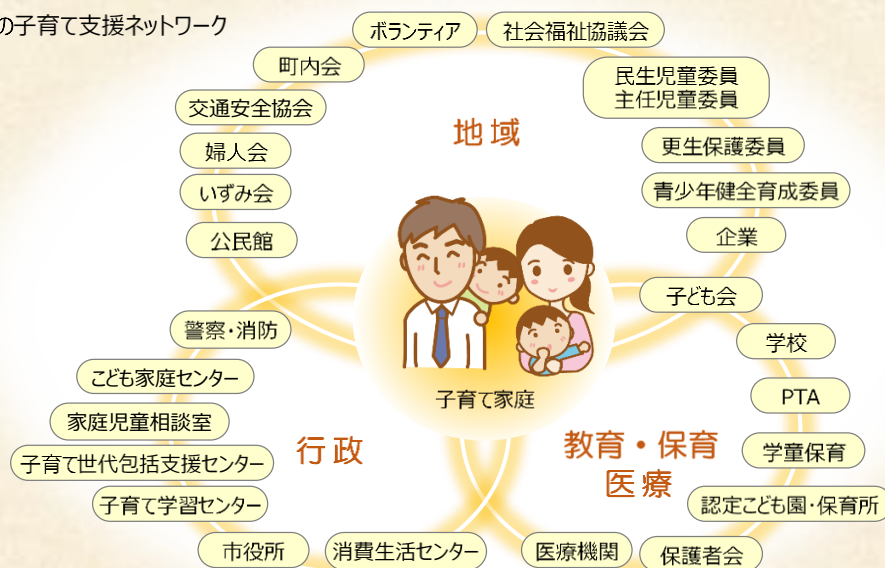
●子育て支援ネットワークの充実

子育てに悩みや不安を感じても、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助や情報提供などが受けられるよう、淡路市子育てネットワーク推進連絡協議会等、地域の関係団体・機関が連携し、子育て支援のネットワークの充実を図ります。

また、「子育て」と「子育て」を地域で支えることのできる環境づくりを進め、地域も一緒に育つ子育て・子育てのまちづくりを支援します。

- 〔１〕淡路市子育て支援ネットワークの促進
- 〔２〕子育て家庭と地域との交流の促進

淡路市の子育て支援ネットワーク



●子どもをめぐる安全の確保

地域の安全確保については重要な課題であると認識し、遊び場など子どもが日常的に過ごす場所だけでなく、地震や風水害などの災害の発生に備え、子どもを含むすべての市民にとって安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実を図ります。

- 〔１〕子どもの交通安全の確保
- 〔２〕子どもを犯罪被害等から守る活動

●子育てを支援する生活環境の整備

生活の基盤となる住まいの整備・充実をはじめ、道路や歩道、公共施設のバリアフリー化など、関係機関・団体と連携し進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりに取り組みます。

- 〔１〕良質な住宅の整備
- 〔２〕安全な道路交通環境の整備
- 〔３〕安全・安心のまちづくり



すきなところへ あそびにきてね♡



北淡子育て学習センター

日時 月火木金曜日 9:00～14:30
☎ 70-4082
場所 富島1388番地



岩屋子育て学習センター

日時 月～金曜日 9:00～14:30
☎ 72-5112
場所 岩屋1514番地18
(岩屋保健センター2階)



一宮子育て学習センター

日時 月火水木曜日 9:00～14:30
☎ 70-1355
場所 郡家686番地
(一宮老人福祉センター)



東浦子育て学習センター

日時 月～金曜日 9:00～14:30
☎ 74-0336
場所 久留麻243番地3
(東浦事務所西庁舎1階)



津名子育て学習センター

日時 月～金曜日 9:00～14:30
☎ 62-4991
場所 志筑1600番地1
(津名ふれあいセンター)



淡路市子育て世代包括支援センター“おむすび”

日時 月～金曜日 10:00～16:00

☎ 70-7304

場所 志筑新島10番地3 アルクリオ3F

妊娠・出産・子育てをサポートします！
お気軽にお電話ください♪